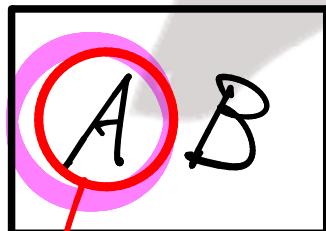


(区分法)議決権行使者の指定 H22-13-1 «#340»

【問】 正誤をつけよ。

専有部分が数人の共有に属するときは、規約で別段の定めをすることにより、共有者は、議決権を行使すべき者を2人まで定めることができる。 

201



議決権行使者

【答え】 誤り

«ポイント» 議決権行使者の指定

専有部分が数人の共有に属するときは、共有者は、議決権を行使すべき者一人を定めなければならない。
（区分法 40 条）

«補足»

専有部分が数人の共有に属するときは、集会の招集の通知は、上記の規定により定められた議決権を行使すべき者(その者がないときは、共有者の一人)にすれば足りる。

（区分法 35 条 2 項参照）

201

